

附件 1 :

『專利審査指南改正草案（意見募集稿）』改正対照表

專利審査指南 (2024 年 1 月 20 日より施行)	專利審査指南改正草案（意見募集稿） (訂正履歴表記あり)	專利審査指南改正草案（意見募集稿） (訂正履歴表記なし)
第一部分第一章 4.1.2 発明者 …… 発明者は個人でなければならない、願書に機構又は組織、及び人工知能の名称を記載してはならず、例えば「××課題グループ」又は「人工知能××」などとしてはない。……	第一部分第一章 4.1.2 発明者 …… 発明者は個人でなければならない、願書に <u>発明者のすべての身元情報を記載しなければならない</u> 、機構又は組織、及び人工知能の名称を記載してはならず、例えば「××課題グループ」又は「人工知能××」などとしてはない。……	第一部分第一章 4.1.2 発明者 …… 発明者は個人でなければならない、願書に発明者のすべての身元情報を記載しなければならない、機構又は組織、及び人工知能の名称を記載してはならず、例えば「××課題グループ」又は「人工知能××」などとしてはない。……

第一部分第一章 4.1.6 専利代理機構、専利代理人 専利代理機構の名称は国家知識産権局で登録したフルネームを使わなければならない、かつ出願書類に押捺された専利代理機構の公印にある名称と一致しなければならない。願書には、国家知識産権局が当該専利代理機構に付与した機構コードも記載しなければならない。 	第一部分第一章 4.1.6 専利代理機構、専利代理人 専利代理機構の名称は国家知識産権局で登録したフルネームを使わなければならない、かつ出願書類に押捺された専利代理機構の公印にある名称と一致しなければならない。願書には、国家知識産権局が当該専利代理機構に付与した機構コードも記載しなければならない。<u>専利代理機構は、提出した専利願書における発明者の身元情報、出願人の身元情報及び連絡先が真実かつ有効であることを保証しなければならない。</u> 	第一部分第一章 4.1.6 専利代理機構、専利代理人 専利代理機構の名称は国家知識産権局で登録したフルネームを使わなければならない、かつ出願書類に押捺された専利代理機構の公印にある名称と一致しなければならない。願書には、国家知識産権局が当該専利代理機構に付与した機構コードも記載しなければならない。専利代理機構は、提出した専利願書における発明者の身元情報、出願人の身元情報及び連絡先が真実かつ有効であることを保証しなければならない。
---	---	--

第一部分第一章 6.2.1.2 優先権主張声明 複数の優先権を主張しながら、声明の中に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されており、規定された期限内に出願人が当該先行出願書類の副本を提出している場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期間内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。 6.2.2.2 優先権主張声明 複数の優先権を主張しているが声明に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの	第一部分第一章 6.2.1.2 優先権主張声明 複数の優先権を主張しながら、声明の中に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されており、規定された期限内に出願人が当該先行出願書類の副本を提出している場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期間内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。 <u>分割出願の原出願において、優先権が主張されたにもかかわらず、出願人が分割出願の提出時に願書で当該優先権を主張する旨を声明していない場合、分割出願において当該優先権が主張されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。</u>	第一部分第一章 6.2.1.2 優先権主張声明 複数の優先権を主張しながら、声明の中に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されており、規定された期限内に出願人が当該先行出願書類の副本を提出している場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期間内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。 分割出願の原出願において、優先権が主張されたにもかかわらず、出願人が分割出願の提出時に願書で当該優先権を主張する旨を声明していない場合、分割出願において当該優先権が主張されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。
---	---	--

内容が明記されていない場合又は誤って記載されている場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期限内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、当該優先権を主張していないものとみなし、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。	<u>いものとみなされ、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。</u> …… 6.2.2.2 優先権主張声明 …… 複数の優先権を主張しているが声明に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていない場合又は誤って記載されている場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期限内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、当該優先権を主張していないものとみなし、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。 <u>分割出願の原出願において、優先権が主張されたにもかかわらず、出願人が分割出願の提出時に願書で当該優先権を主張する旨を声明していない場合、分割出願において当該優先権が主張されていないものとみなされ、審査官は優先権を主</u>	みなされ、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。 …… 6.2.2.2 優先権主張声明 …… 複数の優先権を主張しているが声明に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていない場合又は誤って記載されている場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期限内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、当該優先権を主張していないものとみなし、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。 分割出願の原出願において、優先権が主張されたにもかかわらず、出願人が分割出願の提出時に願書で当該優先権を主張する旨を声明していない場合、分割出願において当該優先権が主張されていないものとみなされ、審査官は優先権を主張していない
--	--	--

	<u>張していないものとみなす通知書を発行 しなければならない。</u>	ものとみなす通知書を発行しなければならない。
--	--	------------------------

第二部分第一章 4.4 動物及び植物の品種 動物及び植物は生きている物体である。専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。専利法でいう動物とは人を含まず、前記動物とは自ら合成できず、自然の炭水化物とタンパク質を摂取することでしか生命を維持できない生物をいう。専利法でいう植物とは、光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タンパク質を合成して生命を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。動物及び植物の品種は専利法以外の他の法律法規により保護することができる。例えば、植物の新品種は『植物新品種保護条例』により保護することができる。 ……	第二部分第一章 4.4 動物及び植物の品種 動物及び植物は生きている物体である。専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。専利法でいう動物とは人を含まず、前記動物とは自ら合成できず、自然の炭水化物とタンパク質を摂取することでしか生命を維持できない生物をいう。専利法でいう植物の<u>品種</u>とは、<u>特異性、一貫性及び安定性を有する植物集団</u>光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タンパク質を合成して生命を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。動物及び植物の品種は専利法以外の他の法律法規により保護することができる。例えば、植物の新品種は『植物新品種保護条例』により保護することができる。 ……	第二部分第一章 4.4 動物及び植物の品種 動物及び植物は生きている物体である。専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。専利法でいう動物とは人を含まず、前記動物とは自ら合成できず、自然の炭水化物とタンパク質を摂取することでしか生命を維持できない生物をいう。専利法でいう植物の品種とは、特異性、一貫性及び安定性を有する植物集団をいう。動物及び植物の品種は専利法以外の他の法律法規により保護することができる。例えば、植物の新品種は『植物新品種保護条例』により保護することができる。 ……
---	---	--

第二部分第三章 6.1 判断の原則 判断時において、とある専利出願又は専利のとある請求項と別の専利出願又は専利の特定の請求項の保護範囲が同一であれば、同様の発明創造であるとみなさなければならない。 	第二部分第三章 6.1 判断の原則 判断時において、とある専利出願又は専利のとある請求項と別の専利出願又は専利の特定の請求項の保護範囲が同一であれば、同様の発明創造であるとみなさなければならない。 <u>専利法実施細則第47条第2項の規定に基づき、同一の出願人が同日（出願日）に実用新案専利と発明専利の両方を出願しており、かつ出願時にそれぞれ説明を行った場合には、両者が同様の発明創造に該当するか否かについては、出願人が願書で行った声明に準ずる。</u> 	第二部分第三章 6.1 判断の原則 判断時において、とある専利出願又は専利のとある請求項と別の専利出願又は専利の特定の請求項の保護範囲が同一であれば、同様の発明創造であるとみなさなければならない。 専利法実施細則第47条第2項の規定に基づき、同一の出願人が同日（出願日）に実用新案専利と発明専利の両方を出願しており、かつ出願時にそれぞれ説明を行った場合には、両者が同様の発明創造に該当するか否かについては、出願人が願書で行った声明に準ずる。
---	---	--

第二部分第三章 6.2.2 1件の専利出願と1つの専利権の処理 但し、同一の出願人が同日（出願日のみ）に同様の発明創造について、実用新案と発明専利の両方を出願しており、先に取得した実用新案専利権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合には、発明専利出願の補正を行うほか、実用新案専利権の放棄も行うことによって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の発明専利出願を審査する過程において、当該発明専利出願が専利権付与のその他の条件に合致しているのであれば、出願人に選択又は補正を行うよう通知しなければならず、出願人が付与された実用新案専利権の放棄を選択した場合には、審査意見通知書の応答時に、実用新	第二部分第三章 6.2.2 1件の専利出願と1つの専利権の処理 但し、同一の出願人が同日（出願日のみ）に同様の発明創造について、実用新案と発明専利の両方を出願しており、先に取得した実用新案専利権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合には、発明専利出願の補正を行うほか、実用新案専利権の放棄も行うことによって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の発明専利出願を審査する過程において、当該発明専利出願が専利権付与のその他の条件に合致しているのであれば、出願人に選択又は補正を行うよう通知しなければならず、出願人が付与された実用新案専利権の放棄を選択した場合には、審査意見通	第二部分第三章 6.2.2 1件の専利出願と1つの専利権の処理 但し、同一の出願人が同日（出願日のみ）に同様の発明創造について、実用新案と発明専利の両方を出願しており、先に取得した実用新案専利権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合には、実用新案専利権の放棄も行うことによって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の発明専利出願を審査する過程において、当該発明専利出願が専利権付与のその他の条件に合致しているのであれば、出願人に選択を行うよう通知しなければならず、出願人が付与された実用新案専利権の放棄を選択した場合には、
---	--	--

案専利権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。この時、権利付与条件に合致しているが、まだ権利付与されていない発明専利出願に対し、権利付与通知書を発行するとともに、前述の実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、専利局で登録及び公告し、公告に前述の実用新案専利権が発明専利権の公告授与日より消滅する旨を明記しなければならない。	知書の応答時に、実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。この時、権利付与条件に合致しているが、まだ権利付与されていない発明専利出願に対し、権利付与通知書を発行するとともに、前述の実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、専利局で登録及び公告し、公告に前述の実用新案専利権が発明専利権の公告授与日より消滅する旨を明記しなければならない。<u>出願人が実用新案専利権を放棄しない場合には、当該発明専利出願は拒絶される。</u>	審査意見通知書の応答時に、実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。この時、権利付与条件に合致しているが、まだ権利付与されていない発明専利出願に対し、権利付与通知書を発行するとともに、前述の実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、専利局で登録及び公告し、公告に前述の実用新案専利権が発明専利権の公告授与日より消滅する旨を明記しなければならない。出願人が実用新案専利権を放棄しない場合には、当該発明専利出願は拒絶される。
--	---	---

第二部分第四章 6.4 保護を請求する発明に対する審査 発明が創造性を有するかどうかは、保護を請求する発明を対象としており、そのため、発明の創造性に対する評価は、請求項により限定している技術的解決手段に対して行わなければならない。発明における従来技術に貢献している技術的特徴、例えば、発明が、予期できない技術的效果を得ることができるような技術的特徴、又は発明が技術的偏見を解消したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。さもなくば、明細書に記載があっても、発明の創造性の評価時に考慮しない。なお、創造性の判断は、請求項により限定している技術的解決手段全体に対して評価を行わなければならない。つまり、特定の技術的特徴が創造性を有するかどうかを評価するのではなく、技術的解決手段が創造性を有するかどうかを評価する。	第二部分第四章 6.4 保護を請求する発明に対する審査 発明が創造性を有するかどうかは、保護を請求する発明を対象としており、そのため、発明の創造性に対する評価は、請求項により限定している技術的解決手段に対して行わなければならない<u>発明の創造性に対する評価は、特定の技術的特徴が創造性を有するかどうかに対してではなく、請求項により限定している技術的解決手段全体に対して行わなければならない。</u> 発明における従来技術に貢献している技術的特徴、例えば、発明が、予期できない技術的效果を得ることができるような技術的特徴、又は発明が技術的偏見を解消したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。さもなくば、明細書に記載があっても、発明の創造性の評価時に考慮しない。なお、創造性の判断は、請求項により限定している技術的解決手段全	第二部分第四章 6.4 保護を請求する発明に対する審査 発明が創造性を有するかどうかは、保護を請求する発明を対象としており、そのため、発明の創造性に対する評価は、特定の技術的特徴が創造性を有するかどうかに対してではなく、請求項により限定している技術的解決手段全体に対して行わなければならない。 発明における従来技術に貢献している技術的特徴、例えば、発明が、予期できない技術的效果を得ることができるような技術的特徴、又は発明が技術的偏見を解消したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。さもなくば、明細書に記載があっても、発明の創造性の評価時に考慮しない。ただし、技術的課題の解決に対して貢献しない特徴は、請求項に記載しても、通常、技術的解決手段の創造性に影響を与えることはない。
--	--	---

~~体に対して評価を行わなければならない、つまり、特定の技術的特徴が創造性を有するかどうかを評価するのではなく、技術的解決手段が創造性を有するかどうかを評価する。~~ただし、技術的課題の解決に対して貢献しない特徴は、請求項に記載しても、通常、技術的解決手段の創造性に影響を与えない。

【例】

カメラに係る発明であって、発明が解決しようとする技術的課題は、シャッターのより柔軟な制御をいかに実現するかであり、これはカメラ内部の関連する機械的な構造及び回路的な構造を改良することによって実現される。請求項が創造性を有しないと審査官から指摘された後、出願人は、カメラ筐体の形状、表示画面の大きさ、バッテリー収納部の位置などの特徴を請求項に追加した。明細書では、請求項に追加された特徴がその技術的課題の解決と何らかの関係があるとは説明されておらず、これらの追加された特徴は請求項の主題自体に

【例】

カメラに係る発明であって、発明が解決しようとする技術的課題は、シャッターのより柔軟な制御をいかに実現するかであり、これはカメラ内部の関連する機械的な構造及び回路的な構造を改良することによって実現される。請求項が創造性を有しないと審査官から指摘された後、出願人は、カメラ筐体の形状、表示画面の大きさ、バッテリー収納部の位置などの特徴を請求項に追加した。明細書では、請求項に追加された特徴がその技術的課題の解決と何らかの関係があるとは説明されておらず、これらの追加された特徴は請求項の主題自体に暗に含まれている通常の構成要素であるか、又は当業者がその一般的な技術的知識及び通常の実験の手段に基づいて得ることができるものであり、また、出願人は、これらの技術的特徴が、保護を求める技術的

	暗に含まれている通常の構成要素であるか、又は当業者がその一般的な技術的知識及び通常の実験の手段に基づいて得ることができるものであり、また、出願人は、これらの技術的特徴が、保護を求める技術的解決手段にさらなる技術的効果をもたらすことを証明できる証拠を提供していないため、前述の技術的特徴は、その技術的課題の解決に対して貢献せず、保護を求める技術的解決手段に創造性をもたらすことはない。	解決手段にさらなる技術的効果をもたらすことを証明できる証拠を提供していないため、前述の技術的特徴は、その技術的課題の解決に対して貢献せず、保護を求める技術的解決手段に創造性をもたらすことはない。
--	--	--

第二部分第九章 6. アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査関連規定 ……	第二部分第九章 6. アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む<u>人工知能などに係る</u>発明専利出願の審査関連規定 ……	第二部分第九章 6. 人工知能などに係る発明専利出願の審査関連規定 ……
第二部分第九章 6.1 審査基準 審査は、保護を求める解決手段、つまり、各請求項により限定される解決手段に対して行わなければならない。審査において、技術的特徴とアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴などを簡単に切り離してはならず、請求項に記載のすべての内容を 1つの全体とし、関連する技術的手段、解決する技術的課題及び取得する技術的効果に対して分析を行わなければならない。	第二部分第九章 6.1 審査基準 審査は、保護を求める解決手段、つまり、各請求項により限定される解決手段に対して行<u>い、必要な場合には明細書の内容に</u>対して行わなければならない。審査において、技術的特徴とアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴などを簡単に切り離してはならず、請求項に記載のすべての内容を 1つの全体とし、関連する技術的手段、解決する技術的課題及び取得する技術的効果に対して分析を行わなければならない。	第二部分第九章 6.1 審査基準 審査は、保護を求める解決手段、つまり、各請求項により限定される解決手段に対して行い、必要な場合には明細書の内容に対して行わなければならない。審査において、技術的特徴とアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴などを簡単に切り離してはならず、請求項に記載のすべての内容を 1つの全体とし、関連する技術的手段、解決する技術的課題及び取得する技術的効果に対して分析を行わなければならない。

6.1.1 専利法第 25 条第 1 項第 (2) 号に基づく審査 6.1.2 専利法第 2 条第 2 項に基づく 審査 6.1.3 新規性と創造性の審査	<u>6.1.1 専利法第5条第1項に基づく審査 アルゴリズムの特徴又はビジネスルー ル及び方法的特徴を含む発明専利出願につ いて、法律、公序良俗に違反するか、又は 公共利益を妨げる内容が含まれる場合、例 えば、データ収集、ラベル管理、ルール設 定、推奨戦略などが、法律、公平・正義に 違反するか、又は偏見や差別を含む場合、 専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権 を付与することができない。</u> 6.1.1 <u>6.1.2</u> 専利法第25条第1項第 (2) 号に基づく審査 6.1.2 <u>6.1.3</u> 専利法第2条第2項に基づ く審査 <u>6.1.3</u> <u>6.1.4</u> 新規性と創造性の審査	6.1.1 専利法第5条第1項に基づく審査 アルゴリズムの特徴又はビジネスルー ル及び方法的特徴を含む発明専利出願につ いて、法律、公序良俗に違反するか、又は 公共利益を妨げる内容が含まれる場合、例 えば、データ収集、ラベル管理、ルール設 定、推奨戦略などが、法律、公平・正義に 違反するか、又は偏見や差別を含む場合、 専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権を 付与することができない。 6.1.2 専利法第25条第1項第 (2) 号 に基づく審査 6.1.3 専利法第2条第2項に基づく審査 6.1.4 新規性と創造性の審査
--	---	--

第二部分第九章 6.2 審査例 以下、前述の審査基準に基づいて、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査例。	第二部分第九章 6.2 審査例 以下、前述の審査基準に基づいて、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査例。 <u>(1) アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願が法律、公序良俗に違反するか、又は公共利益を妨げる場合、専利権を付与することができない。</u> 【例 1】 <u>ビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システム</u> <u>出願内容の概要</u> <u>発明専利出願の解決手段は、ビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システムであり、当該システムは、撮影モジュールと顔認識モジュールを通じて、顧客に知られることなくその顔の特徴情報を収集しかつ顧客の身元情報を識</u>	第二部分第九章 6.2 審査例 以下、前述の審査基準に基づいて、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査例。 (1) アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願が法律、公序良俗に違反するか、又は公共利益を妨げる場合、専利権を付与することができない。 【例 1】 ビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システム 出願内容の概要 発明専利出願の解決手段は、ビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システムであり、当該システムは、撮影モジュールと顔認識モジュールを通じて、顧客に知られることなくその顔の特徴情報を収集しかつ顧客の身元情報を識別し、収集した情報に対するデータ分析を
--	---	--

	<u>別し、収集した情報に対するデータ分析を行い、業者のプレシジョン・マーケティングを支援する。</u> <u>出願の請求項</u> <u>マットレス展示機器と管理センターを含むビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システムであって、</u> <u>前記マットレス展示機器は、マットレス製品の展示やその販売の支援、並びに顧客データの収集に使用される制御モジュールと情報収集モジュールを含み、前記制御モジュールは、管理センターとのデータ交換を行うために使用され、前記情報収集モジュールは、顧客に知られることなくその顔の特徴情報を収集し、キーポイント検出アルゴリズムを利用して顔の姿勢を調整することで、正規化された顔画像を取得し、顔検出アルゴリズムによって、正規化された顔画像の識別すべき顔領域を特定し、主成分分析法と組み合わせて顔領域内の顔特徴を抽出して顧客の身元情報を得るための</u>	行い、業者のプレシジョン・マーケティングを支援する。 出願の請求項 マットレス展示機器と管理センターを含むビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システムであって、 前記マットレス展示機器は、マットレス製品の展示やその販売の支援、並びに顧客データの収集に使用される制御モジュールと情報収集モジュールを含み、前記制御モジュールは、管理センターとのデータ交換を行うために使用され、前記情報収集モジュールは、顧客に知られることなくその顔の特徴情報を収集し、キーポイント検出アルゴリズムを利用して顔の姿勢を調整することで、正規化された顔画像を取得し、顔検出アルゴリズムによって、正規化された顔画像の識別すべき顔領域を特定し、主成分分析法と組み合わせて顔領域内の顔特徴を抽出して顧客の身元情報を得るための撮影モジュールと顔認識モジュールを含
--	--	---

	<u>撮影モジュールと顔認識モジュールを含み、</u> <u>前記管理センターは管理サーバと分析支援システムを含み、前記管理サーバは複数のマットレス展示機器を管理し、前記分析支援システムは顧客の身元情報に基づき、マットレス展示機器により収集されたデータを分析して顧客の選好を得て、管理センターに分析結果をフィードバックする、</u> <u>ことを特徴とするビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システム。</u> <u>分析及び結論</u> <u>『中華人民共和国個人情報保護法』の関連条項では、以下のように規定されている。即ち、公共の場において、画像収集設備、個人の身元を識別する設備を設置する場合は、公共安全の維持のために必要な場合であるものとし、国の関連規定を遵守し、かつ、明白にこれを表示する標識を設置しなければならない。収集した個人の画像や身元識別情報は、公</u>	み、 前記管理センターは管理サーバと分析支援システムを含み、前記管理サーバは複数のマットレス展示機器を管理し、前記分析支援システムは顧客の身元情報に基づき、マットレス展示機器により収集されたデータを分析して顧客の選好を得て、管理センターに分析結果をフィードバックする、 ことを特徴とするビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システム。 分析及び結論 『中華人民共和国個人情報保護法』の関連条項では、以下のように規定されている。即ち、公共の場において、画像収集設備、個人の身元を識別する設備を設置する場合は、公共安全の維持のために必要な場合であるものとし、国の関連規定を遵守し、かつ、明白にこれを表示する標識を設置しなければならない。収集した個人の画像や身元識別情報は、公共安全の維持という目的のためにのみ用
--	--	---

	<u>共安全の維持という目的のためにのみ用いることができ、その他の目的のために用いてはならない。個人の個別的同意を得た場合は、この限りではない。</u> <u>当該発明創造は、画像収集と顔認識をショッピングモールなどの経営場所でのマットレスのプレシジョン・マーケティングに適用するため、公共安全の維持のために必要なものでないことは明らかである。また、顧客の顔情報の収集及び身元情報の取得は、顧客の同意なしに、顧客に知られることなく行われる。従って、当該発明創造は法律に違反しており、専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権を付与することができない。</u>	いることができ、その他の目的のために用いてはならない。個人の個別的同意を得た場合は、この限りではない。 当該発明創造は、画像収集と顔認識をショッピングモールなどの経営場所でのマットレスのプレシジョン・マーケティングに適用するため、公共安全の維持のために必要なものでないことは明らかである。また、顧客の顔情報の収集及び身元情報の取得は、顧客の同意なしに、顧客に知られることなく行われる。従って、当該発明創造は法律に違反しており、専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権を付与することができない。
--	--	--

	<u>【例 2】</u> <u>自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法</u> <u>出願内容の概要</u> <u>発明専利出願の解決手段は、自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法であり、歩行者の性別や年齢を障害物データとし、トレーニングされた意思決定モデルを通じて、障害物を回避できない場合の保護対象者と衝突対象者を特定する。</u> <u>出願の請求項</u> <u>自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法であって、</u> <u>自動運転車の過去の環境データと過去の障害物データを取得するステップであって、前記過去の環境データが、車両の走行速度、走行する車線上の障害物との距離、隣接する車線上の障害物との距離、走行する車線上の障害物の運動速度と運動方向、隣接する車線上の障害物の</u>	<u>【例 2】</u> 自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法 出願内容の概要 発明専利出願の解決手段は、自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法であり、歩行者の性別や年齢を障害物データとし、トレーニングされた意思決定モデルを通じて、障害物を回避できない場合の保護対象者と衝突対象者を特定する。 出願の請求項 自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法であって、 自動運転車の過去の環境データと過去の障害物データを取得するステップであって、前記過去の環境データが、車両の走行速度、走行する車線上の障害物との距離、隣接する車線上の障害物との距離、走行する車線上の障害物の運動速度と運動方向、隣接する車線上の障害物の
--	--	--

	<u>運動速度と運動方向を含み、前記過去の障害物データが、歩行者の性別や年齢を含むステップと、</u> <u>前記過去の環境データと過去の障害物データの特徴抽出を行い、深層学習モデルである意思決定モデルの入力データとし、障害物を回避できない場合の車両の過去の走行軌跡を意思決定モデルの出力データとし、過去のデータに基づいて意思決定モデルをトレーニングするステップと、</u> <u>リアルタイムの環境データとリアルタイムの障害物データを取得し、自動運転車が障害物を回避できない場合、トレーニングされた意思決定モデルを用いて自動運転車の走行軌跡を決定するステップと、を含む、</u> <u>ことを特徴とする自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法。</u> <u>分析及び結論</u> <u>本発明創造は、自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法に係る。人間の</u>	運動速度と運動方向を含み、前記過去の障害物データが、歩行者の性別や年齢を含むステップと、 前記過去の環境データと過去の障害物データの特徴抽出を行い、深層学習モデルである意思決定モデルの入力データとし、障害物を回避できない場合の車両の過去の走行軌跡を意思決定モデルの出力データとし、過去のデータに基づいて意思決定モデルをトレーニングするステップと、 リアルタイムの環境データとリアルタイムの障害物データを取得し、自動運転車が障害物を回避できない場合、トレーニングされた意思決定モデルを用いて自動運転車の走行軌跡を決定するステップと、を含む、 ことを特徴とする自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法。 分析及び結論 本発明創造は、自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法に係る。人間の命は年
--	---	--

	<u>命は年齢や性別に関係なく、その価値と尊厳は平等である。自動運転車の緊急意思決定モデルは回避できない事故において、歩行者の性別や年齢に基づいて保護対象者と衝突対象者を選択すれば、「すべての人間は、生命に対する平等の権利を有する」という公衆の倫理観に反する。さらに、このような意思決定方式により、社会における性別や年齢に基づく偏見が強化され、公共交通機関の安全性が懸念され、テクノロジーと社会秩序に対する公衆の信頼が損なわれることになる。従って、本発明創造には公序良俗に違反する内容が含まれており、専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権を付与することができない。</u>	年齢や性別に関係なく、その価値と尊厳は平等である。自動運転車の緊急意思決定モデルは回避できない事故において、歩行者の性別や年齢に基づいて保護対象者と衝突対象者を選択すれば、「すべての人間は、生命に対する平等の権利を有する」という公衆の倫理観に反する。さらに、このような意思決定方式により、社会における性別や年齢に基づく偏見が強化され、公共交通機関の安全性が懸念され、テクノロジーと社会秩序に対する公衆の信頼が損なわれることになる。従って、本発明創造には公序良俗に違反する内容が含まれており、専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権を付与することができない。
--	--	---

..... 【例 4】 ブロックチェーンノード間の通信方法 及び装置 【例 5】 ディープニューラルネットワークモデル のトレーニング方法 【例 6】 電子チケットの使用傾向の分析方法 【例 7】 ナレッジグラフ推測方法 (3) 技術的課題を解決しておらず、 又は技術的手段を利用しておらず、又は 技術 的效果を取得していないアルゴリズム 特徴又はビジネスルール及び方法的特 徴を含む発明専利出願は、専利法第2条第 2項に規定する技術的解決手段に該当しな いため、専利によって保護される客体に	 【例 4】 <u>【例 6】</u> ブロックチェーンノード間の通信方法 及び装置 【例 5】 <u>【例 7】</u> ディープニューラルネットワークモデル のトレーニング方法 【例 6】 <u>【例 8】</u> 電子チケットの使用傾向の分析方法 【例 7】 <u>【例 9】</u> ナレッジグラフ推測方法 -(3)- <u>(4)</u> 技術的課題を解決してお らず、又は技術的手段を利用しておら ず、又は技術 的效果を取得していないア ルゴリズム特徴又はビジネスルール及び 方法的特徴を含む発明専利出願は、専利 法第2条第2項に規定する技術的解決手段 に該当しないため、専利によって保護さ	 【例 6】 ブロックチェーンノード間の通信方法 及び装置 【例 7】 ディープニューラルネットワークモデル のトレーニング方法 【例 8】 電子チケットの使用傾向の分析方法 【例 9】 ナレッジグラフ推測方法 (4) 技術的課題を解決しておらず、 又は技術的手段を利用しておらず、又は技 術 的效果を取得していないアルゴリズム 特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を 含む発明専利出願は、専利法第2条第2項に 規定する技術的解決手段に該当しないた め、専利によって保護される客体には該当
--	---	---

は該当しない。 【例 8】 消費キャッシュバックの方法	れる客体には該当しない。 【例 8】【例 10】消費キャッシュバックの方法	しない。 <u>【例 10】</u>消費キャッシュバックの方法
---	--	---

【例 9】 電力使用特徴に基づいた経済景気指標 の分析方法 【例 10】 金融商品の価格予測方法 (4) 創造性の審査を行う時、技術的 特徴と機能上互いにサポートし合い、相互 作用の関係が存在するアルゴリズムの特徴 又はビジネスルール及び方法的特徴の、技 術的解決手段に対する貢献を考慮しなくて はならない。 【例 11】 マルチセンサに基づいたヒューマノイ ドロボットの転倒状態の検出方法 【例 12】 協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズム に基づいた複数台ロボット経路計画 システム	【例 9】 <u>【例 11】</u> 電力使用特徴に基づいた経済景気指標 の分析方法 【例 10】 <u>【例 12】</u> 金融商品の価格予測方法 -(4) <u>(5)</u> 創造性の審査を行う時、技 術的特徴と機能上互いにサポートし合い、 相互作用の関係が存在するアルゴリズムの 特徴又はビジネスルール及び方法的特徴 の、技術的解決手段に対する貢献を考慮し なくてはならない。 【例 11】 <u>【例 13】</u> マルチセンサに基づいたヒューマノイ ドロボットの転倒状態の検出方法 【例 12】 <u>【例 14】</u> 協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズム に基づいた複数台ロボット経路計画 システム	【例 11】 電力使用特徴に基づいた経済景気指標 の分析方法 【例 12】 金融商品の価格予測方法 (5) 創造性の審査を行う時、技術的 特徴と機能上互いにサポートし合い、相互 作用の関係が存在するアルゴリズムの特徴 又はビジネスルール及び方法的特徴の、技 術的解決手段に対する貢献を考慮しなくて はならない。 【例 13】 マルチセンサに基づいたヒューマノイ ドロボットの転倒状態の検出方法 【例 14】 協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズム に基づいた複数台ロボット経路計画 システム
--	---	---

【例 13】 物流配送方法 【例 14】 動的見解推移の可視化方法 【例 15】 ニューラルネットワークパラメータを 適用させるための方法	【例 13】 <u>【例 15】</u> 物流配送方法 【例 14】 <u>【例 16】</u> 動的見解推移の可視化方法 【例 15】 <u>【例 17】</u> ニューラルネットワークパラメータを 適用させるための方法 <u>【例 18】</u> <u>船舶の数の識別方法</u> <u>出願内容の概要</u> <u>発明専利出願は、船舶の数の識別方法を提供し、当該方法は、船舶の画像データを取得し、深層学習を通じて検出データモデルをトレーニングし、現在の海域における船舶数を正確に識別するという技術的課題を解決する。</u> <u>出願の請求項</u> <u>船舶の数の識別方法であって、</u>	【例 15】 物流配送方法 【例 16】 動的見解推移の可視化方法 【例 17】 ニューラルネットワークパラメータを 適用させるための方法 【例 18】 船舶の数の識別方法 出願内容の概要 発明専利出願は、船舶の数の識別方法を提供し、当該方法は、船舶の画像データを取得し、深層学習を通じて検出データモデルをトレーニングし、現在の海域における船舶数を正確に識別するという技術的課題を解決する。 出願の請求項 船舶の数の識別方法であって、
--	--	---

	<u>船舶の画像データセットを取得し、データセット内の画像情報を前処理し、画像情報内の船舶の位置と境界情報をマーキングし、前記データセットをトレーニング用データセットとテスト用データセットに分割するステップと、</u> <u>前記トレーニング用データセットを用いて深層学習を行って、トレーニング用モデルを構築するステップと、</u> <u>前記テスト用データをトレーニング用モデルに入力してトレーニングすることで、船舶テスト結果データを取得するステップと、</u> <u>前記船舶テスト結果データに予め設定された誤差パラメータを乗算し、実際の船舶の数を決定するステップと、を含む、</u> <u>ことを特徴とする船舶の数の識別方法。</u> <u>分析及び結論</u>	船舶の画像データセットを取得し、データセット内の画像情報を前処理し、画像情報内の船舶の位置と境界情報をマーキングし、前記データセットをトレーニング用データセットとテスト用データセットに分割するステップと、 前記トレーニング用データセットを用いて深層学習を行って、トレーニング用モデルを構築するステップと、 前記テスト用データをトレーニング用モデルに入力してトレーニングすることで、船舶テスト結果データを取得するステップと、 前記船舶テスト結果データに予め設定された誤差パラメータを乗算し、実際の船舶の数を決定するステップと、を含む、 ことを特徴とする船舶の数の識別方法。 分析及び結論 引用文献1では、木の実の数を識別す
--	--	---

	<u>引用文献1では、木の実の数を識別する方法が開示されており、具体的には、画像情報を取得するステップと、画像内の果実の位置と境界をマーキングするステップと、データセットを分割するステップと、モデルトレーニングをするステップと、実際の果実の数を決定するステップと、が開示されている。</u> <u>発明専利出願の解決手段と引用文献1の違いは識別対象だけである。船舶と果実には、外観、体積、存在する環境などの違いがあるが、当業者にとって、実際の数を識別するための情報をマーキングするステップ、データセットを分割するステップ、モデルトレーニングをするステップなどは、すべて画像内の被識別対象物の位置関係を対象としたものであり、また、深層学習やモデルトレーニングの過程における、識別対象の違いによりトレーニング方法やモデルレイヤーなどに加えられた変更は請求項にも反映されていない。</u>	る方法が開示されており、具体的には、画像情報を取得するステップと、画像内の果実の位置と境界をマーキングするステップと、データセットを分割するステップと、モデルトレーニングをするステップと、実際の果実の数を決定するステップと、が開示されている。 発明専利出願の解決手段と引用文献1の違いは識別対象だけである。船舶と果実には、外観、体積、存在する環境などの違いがあるが、当業者にとって、実際の数を識別するための情報をマーキングするステップ、データセットを分割するステップ、モデルトレーニングをするステップなどは、すべて画像内の被識別対象物の位置関係を対象としたものであり、また、深層学習やモデルトレーニングの過程における、識別対象の違いによりトレーニング方法やモデルレイヤーなどに加えられた変更は請求項にも反映されていない。 画像内の船舶のデータのマーキングと画像内の果実のデータのマーキングをする
--	---	--

	<u>画像内の船舶のデータのマーキングと画像内の果実のデータのマーキングをすることによってトレーニング用データセットを取得し、モデルトレーニングを行うだけで、深層学習、モデル構築又はトレーニングの過程などに対する調整又は改良は見られていない。従って、保護を求める発明の技術的解決手段は創造性を有さない。</u>	ことによってトレーニング用データセットを取得し、モデルトレーニングを行うだけで、深層学習、モデル構築又はトレーニングの過程などに対する調整又は改良は見られていない。従って、保護を求める発明の技術的解決手段は創造性を有さない。
--	--	---

	<u>【例 19】</u> <u>鋼スクラップ等級分けニューラルネットワークモデルの確立方法</u> <u>出願内容の概要</u> <u>鋼スクラップを収集保管する際に、鋼材の平均サイズに応じて等級分けする必要があるが、保管された鋼スクラップが雑然として互いに積み重ねられており、手作業によるサイズ測定や等級判定は効率が低く、等級分けの精度が高くない。発明専利出願は、鋼スクラップ等級分けニューラルネットワークモデルの確立方法を提供し、畳み込みニューラルネットワーク学習を通じて、等級分け出力を有する等級分けニューラルネットワークモデルを生成し、鋼スクラップの等級分けの効率と精度を向上させることができる。</u> <u>出願の請求項</u> <u>鋼スクラップ等級分けニューラルネットワークモデルの確立方法であって、前記モデルは、収集保管された鋼スクラップを</u>	<u>【例 19】</u> 鋼スクラップ等級分けニューラルネットワークモデルの確立方法 出願内容の概要 鋼スクラップを収集保管する際に、鋼材の平均サイズに応じて等級分けする必要があるが、保管された鋼スクラップが雑然として互いに積み重ねられており、手作業によるサイズ測定や等級判定は効率が低く、等級分けの精度が高くない。発明専利出願は、鋼スクラップ等級分けニューラルネットワークモデルの確立方法を提供し、畳み込みニューラルネットワーク学習を通じて、等級分け出力を有する等級分けニューラルネットワークモデルを生成し、鋼スクラップの等級分けの効率と精度を向上させることができる。 出願の請求項 鋼スクラップ等級分けニューラルネットワークモデルの確立方法であって、前記モデルは、収集保管された鋼スクラップを等級分けし、前記方法は、
--	--	---

	<u>等級分けし、前記方法は、</u> <u>複数の画像を取得し、複数の画像の異なる鋼スクラップ等級を決定し、前記画像を前処理し、異なる等級の画像データ特徴を抽出し、抽出された異なる等級の画像データ特徴に対して畳み込みニューラルネットワーク学習を行い、等級分け出力を有する等級分けニューラルネットワークモデルを生成するステップを含み、</u> <u>前記画像データ特徴の抽出は、画像画面の 픽셀 매트릭스 데이터 に対する畳み込みニューラルネットワーク畳み込み演算の集合を抽出するものであり、集合から出力された複数の回路畳み込み層又は畳み込み層とプーリング層演算により構成された、画像内の物体の色、エッジ特徴及びテクスチャ特徴の抽出と、画像内の物体のエッジ、テクスチャの間の関連特徴の抽出とを含み、</u> <u>ここで、前記画像内の物体の色、エッジ特徴の抽出は、3本の回路畳み込み層とプーリング層演算から出力された集合出力で構成</u>	複数の画像を取得し、複数の画像の異なる鋼スクラップ等級を決定し、前記画像を前処理し、異なる等級の画像データ特徴を抽出し、抽出された異なる等級の画像データ特徴に対して畳み込みニューラルネットワーク学習を行い、等級分け出力を有する等級分けニューラルネットワークモデルを生成するステップを含み、 前記画像データ特徴の抽出は、画像画面의 픽셀 매트릭스 데이터 に対する畳み込みニューラルネットワーク畳み込み演算の集合を抽出するものであり、集合から出力された複数の回路畳み込み層又は畳み込み層とプーリング層演算により構成された、画像内の物体の色、エッジ特徴及びテクスチャ特徴の抽出と、画像内の物体のエッジ、テクスチャの間の関連特徴の抽出とを含み、 ここで、前記画像内の物体の色、エッジ特徴の抽出は、3本の回路畳み込み層とプーリング層演算から出力された集合出力で構成され、左から右への第1の回路の1層のプーリング層、第2の回路の2層の畳み込み層、及び第
--	---	--

	<u>され、左から右への第1の回路の1層のプー リング層、第2の回路の2層の畳み込み層、 及び第3の回路の4層の畳み込み層を含み、 前記画像内のテクスチャ特徴に対する抽出 は、上記画像内の物体の色とエッジ特徴の 抽出集合出力を抽出するものであり、3本の 回路畳み込み層演算から出力された集合出 力で構成され、左から右への第1の回路の0 の畳み込み層、第2の回路の2層の畳み込み 層、及び第3の回路の3層の畳み込み層を含 み、</u> <u>前記エッジ、テクスチャの間の関連特 徴に対して抽出した畳み込み層演算の回路 数は、画像内の物体の色、エッジ及びテク スチャ特徴に対して抽出した畳み込み層演 算の回路数より大きい。</u> <u>分析及び結論</u> <u>引用文献1は、供給源が雑多で、種類が多 く、材質が大きく異なる再生可能資源のリ サイクル率を向上させるように、鋼スクラ ップが原料豆、スタンピング材残渣、パン 鉄（溶けていない大きな鉄塊）であるか、</u>	3の回路の4層の畳み込み層を含み、前記画像 内のテクスチャ特徴に対する抽出は、上記画 像内の物体の色とエッジ特徴の抽出集合出力 を抽出するものであり、3本の回路畳み込み 層演算から出力された集合出力で構成され、 左から右への第1の回路の0の畳み込み層、第 2の回路の2層の畳み込み層、及び第3の回路 の3層の畳み込み層を含み、 前記エッジ、テクスチャの間の関連特徴 に対して抽出した畳み込み層演算の回路数 は、画像内の物体の色、エッジ及びテクスチ ャ特徴に対して抽出した畳み込み層演算の回 路数より大きい。 分析及び結論 引用文献1は、供給源が雑多で、種類が多 く、材質が大きく異なる再生可能資源のリサ イクル率を向上させるように、鋼スクラップ が原料豆、スタンピング材残渣、パン鉄（溶 けていない大きな鉄塊）であるか、或いは他 の種類であるかを正確に識別する必要がある という問題を解決するために畳み込みニュー ラルネットワークモデルに基づいて鋼スクラ
--	--	---

	<u>或いは他の種類であるかを正確に識別する必要があるという問題を解決するために畳み込みニューラルネットワークモデルに基づいて鋼スクラップの種類を識別する方法を提供しており、具体的には、鋼スクラップの種類が決定された複数の画像データを取得し、前記画像データを前処理して特徴抽出を行い、畳み込みニューラルネットワークを用いてトレーニングし製品モデルを取得することに関連するステップを開示している。</u> <u>発明専利出願の解決手段と引用文献1との違いは、トレーニングされるデータと抽出される特徴が異なり、畳み込み層とプーリング層の回路数やレイヤー設定も異なることである。引用文献1に対して、発明が実際に解決する技術的課題は、鋼スクラップ等級分けの精度をいかに向上させるかであると認められる。引用文献1は、種類が決定された鋼スクラップ画像データを用いて特徴抽出を行ってモデルトレーニングをしているのに対して、発明専利出願は、鋼スク</u>	ップの種類を識別する方法を提供しており、具体的には、鋼スクラップの種類が決定された複数の画像データを取得し、前記画像データを前処理して特徴抽出を行い、畳み込みニューラルネットワークを用いてトレーニングし製品モデルを取得することに関連するステップを開示している。 発明専利出願の解決手段と引用文献1との違いは、トレーニングされるデータと抽出される特徴が異なり、畳み込み層とプーリング層の回路数やレイヤー設定も異なることである。引用文献1に対して、発明が実際に解決する技術的課題は、鋼スクラップ等級分けの精度をいかに向上させるかであると認められる。引用文献1は、種類が決定された鋼スクラップ画像データを用いて特徴抽出を行ってモデルトレーニングをしているのに対して、発明専利出願は、鋼スクラップの平均サイズに応じて等級分けするために、雑然として互いに積み重ねられている鋼スクラップ画像から鋼スクラップの形状、厚さを識別する必要がある、画像内
--	---	---

	<u>ラップの平均サイズに応じて等級分けするために、雑然として互いに積み重ねられている鋼スクラップ画像から鋼スクラップの形状、厚さを識別する必要があり、画像内の鋼スクラップの色、エッジ及びテクスチャなどの特徴を抽出するために、モデルトレーニング中に畳み込み層とプーリング層の回路数とレイヤー設定などを調整し、上記アルゴリズム特徴と技術的特徴は、機能面で互いにサポートし合い、相互作用関係を持ち、鋼スクラップ等級分けの精度を向上させることができ、技術的解決手段に対する前記アルゴリズム特徴の貢献を考慮しなければならない。前述した畳み込み層とプーリング層の回路数とレイヤー設定の調整などは、その他の引用文献に開示されておらず、また当分野の公知常識でもなく、従来技術全体において前述の引用文献1に対して改良を行い発明専利出願の技術的解決手段を獲得するとの示唆は存在せず、保護を求める発明の技術的解決手段は創造性を有する。</u>	の鋼スクラップの色、エッジ及びテクスチャなどの特徴を抽出するために、モデルトレーニング中に畳み込み層とプーリング層の回路数とレイヤー設定などを調整し、上記アルゴリズム特徴と技術的特徴は、機能面で互いにサポートし合い、相互作用関係を持ち、鋼スクラップ等級分けの精度を向上させることができ、技術的解決手段に対する前記アルゴリズム特徴の貢献を考慮しなければならない。前述した畳み込み層とプーリング層の回路数とレイヤー設定の調整などは、その他の引用文献に開示されておらず、また当分野の公知常識でもなく、従来技術全体において前述の引用文献1に対して改良を行い発明専利出願の技術的解決手段を獲得するとの示唆は存在せず、保護を求める発明の技術的解決手段は創造性を有する。
--	--	---

第二部分第九章 6.3 明細書と請求の範囲の記載 6.3.1 明細書の記載 アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の明細書は発明がその技術的課題を解決するために採用する解決手段を明瞭、完全に説明しなければならない。前記解決手段が技術的特徴を含むのであれば、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用関係の存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴をさらに含んでもよい。 ……	第二部分第九章 6.3明細書と請求の範囲の記載 6.3.1明細書の記載 アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の明細書は発明がその技術的課題を解決するために採用する解決手段を明瞭、完全に説明しなければならない。前記解決手段が技術的特徴を含むのであれば、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用関係の存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴をさらに含んでもよい。<u>人工知能モデルの構築やトレーニングに係る場合には通常、モデルに必要なモジュールやレイヤー、又は接続関係、トレーニングに必要な具体的なステップ、パラメータなどを明細書に明瞭に記載する必要がある。人工知能モデルやアルゴリズムを特定の分野やシーンに適用する場合には、通常、当業者が明細書に記載される内容に</u>	第二部分第九章 6.3明細書と請求の範囲の記載 6.3.1明細書の記載 アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の明細書は発明がその技術的課題を解決するために採用する解決手段を明瞭、完全に説明しなければならない。前記解決手段が技術的特徴を含むのであれば、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用関係の存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴をさらに含んでもよい。人工知能モデルの構築やトレーニングに係る場合には通常、モデルに必要なモジュールやレイヤー、又は接続関係、トレーニングに必要な具体的なステップ、パラメータなどを明細書に明瞭に記載する必要がある。人工知能モデルやアルゴリズムを特定の分野やシーンに適用する場合には、通常、当業者が明細書に記載される内容に
--	--	---

	<u>基づいて当該発明の解決手段を実現できるように、モデルやアルゴリズムを特定の分野やシーンとどのように組み合わせるのか、アルゴリズムやモデルの入出力データをどのように設定してその内在する関連関係を示すのかなどを明細書に明瞭に記載する必要がある。</u> 	基づいて当該発明の解決手段を実現できるように、モデルやアルゴリズムを特定の分野やシーンとどのように組み合わせるのか、アルゴリズムやモデルの入出力データをどのように設定してその内在する関連関係を示すのかなどを明細書に明瞭に記載する必要がある。
--	---	--

第二部分第九章 6.3.2 請求の範囲の記載 	第二部分第九章 6.3.2 請求の範囲の記載 6.3.3 審査例 <u>【例 20】</u> <u>顔特徴生成用方法</u> <u>出願内容の概要</u> <u>発明専利出願は、空間変換ネットワークが設けられる第1畳み込みニューラルネットワークにより生成された特徴領域画像を集合させることで、各第2畳み込みニューラルネットワークに対して情報共有を実現し、これによりメモリリソースの占有を減少させるとともに、顔画像生成結果の精度を向上させることができる。</u> <u>出願の請求項</u> <u>顔特徴生成用方法であって、</u> <u>識別すべき顔画像を取得するステップ</u> <u>と、</u>	第二部分第九章 6.3.2 請求の範囲の記載 6.3.3 審査例 【例 20】 顔特徴生成用方法 出願内容の概要 発明専利出願は、空間変換ネットワークが設けられる第1畳み込みニューラルネットワークにより生成された特徴領域画像を集合させることで、各第2畳み込みニューラルネットワークに対して情報共有を実現し、これによりメモリリソースの占有を減少させるとともに、顔画像生成結果の精度を向上させることができる。 出願の請求項 顔特徴生成用方法であって、 識別すべき顔画像を取得するステップ と、
---	--	---

	<u>前記識別すべき顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、前記識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成するステップであって、前記第1畳み込みニューラルネットワークが、顔画像から特徴領域画像を抽出するために使用されるステップと、</u> <u>前記特徴領域画像セット内の各特徴領域画像を対応する第2畳み込みニューラルネットワークに入力し、当該特徴領域画像の領域顔特徴を生成するステップであって、前記第2畳み込みニューラルネットワークが、対応する特徴領域画像の領域顔特徴を抽出するために使用されるステップと、</u> <u>前記特徴領域画像セット内の各特徴領域画像の領域顔特徴に基づき、前記識別すべき顔画像の顔特徴セットを生成するステップと、を含み、</u> <u>ここで、前記第1畳み込みニューラルネットワークには、顔画像の特徴領域を決定</u>	前記識別すべき顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、前記識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成するステップであって、前記第1畳み込みニューラルネットワークが、顔画像から特徴領域画像を抽出するために使用されるステップと、 前記特徴領域画像セット内の各特徴領域画像を対応する第2畳み込みニューラルネットワークに入力し、当該特徴領域画像の領域顔特徴を生成するステップであって、前記第2畳み込みニューラルネットワークが、対応する特徴領域画像の領域顔特徴を抽出するために使用されるステップと、 前記特徴領域画像セット内の各特徴領域画像の領域顔特徴に基づき、前記識別すべき顔画像の顔特徴セットを生成するステップと、を含み、 ここで、前記第1畳み込みニューラルネットワークには、顔画像の特徴領域を決定
--	--	--

	<u>するための空間変換ネットワークがさらに設けられており、及び、</u> <u>前記識別すべき顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、前記識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成するステップは、前記識別すべき顔画像を前記空間変換ネットワークに入力し、前記識別すべき顔画像の特徴領域を決定するステップと、前記識別すべき顔画像を前記第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、決定された特徴領域に基づき、前記識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成するステップと、を含む、</u> <u>顔特徴生成用方法。</u> <u>明細書の関連段落</u> <u>本出願の実施例によって提供される顔特徴生成用方法は、まず、取得した識別すべき顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力することで、識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成することができる。第1畳み込みニューラルネットワ</u>	するための空間変換ネットワークがさらに設けられており、及び、 前記識別すべき顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、前記識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成するステップは、前記識別すべき顔画像を前記空間変換ネットワークに入力し、前記識別すべき顔画像の特徴領域を決定するステップと、前記識別すべき顔画像を前記第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、決定された特徴領域に基づき、前記識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成するステップと、を含む、 顔特徴生成用方法。 明細書の関連段落 本出願の実施例によって提供される顔特徴生成用方法は、まず、取得した識別すべき顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力することで、識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成することができる。第1畳み込みニューラルネットワ
--	--	---

クは、顔画像から特徴領域画像を抽出するために使用されてもよい。そして、特徴領域画像セット内の各特徴領域画像を対応する第2畳み込みニューラルネットワークに入力し、当該特徴領域画像の領域顔特徴を生成することができる。第2畳み込みニューラルネットワークは、対応する特徴領域画像の領域顔特徴を抽出するために使用されてもよい。その後、特徴領域画像セット内の各特徴領域画像の領域顔特徴に基づき、識別すべき顔画像の顔特徴セットを生成することができる。即ち、第1畳み込みニューラルネットワークにより生成された特徴領域画像セットは、各第2畳み込みニューラルネットワークに対して情報共有を実現することができる。これは、データ量を減らすことで、メモリリソースの占有を減少させるとともに、生成効率の向上に役立つ。

生成結果の精度を向上させるために、第1畳み込みニューラルネットワーク内で顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークを設けてもよい。この時、電

クは、顔画像から特徴領域画像を抽出するために使用されてもよい。そして、特徴領域画像セット内の各特徴領域画像を対応する第2畳み込みニューラルネットワークに入力し、当該特徴領域画像の領域顔特徴を生成することができる。第2畳み込みニューラルネットワークは、対応する特徴領域画像の領域顔特徴を抽出するために使用されてもよい。その後、特徴領域画像セット内の各特徴領域画像の領域顔特徴に基づき、識別すべき顔画像の顔特徴セットを生成することができる。即ち、第1畳み込みニューラルネットワークにより生成された特徴領域画像セットは、各第2畳み込みニューラルネットワークに対して情報共有を実現することができる。これは、データ量を減らすことで、メモリリソースの占有を減少させるとともに、生成効率の向上に役立つ。

生成結果の精度を向上させるために、第1畳み込みニューラルネットワーク内で顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークを設けてもよい。この時、電

	<u>子機器は識別すべき顔画像を空間変換ネットワークに入力することで、識別すべき顔画像の特徴領域を決定することができる。</u> <u>このように、第1畳み込みニューラルネットワークは、入力される識別すべき顔画像に対して、空間変換ネットワークにより決定された特徴領域に基づき、特徴層上の特徴領域にマッチングする画像を抽出することで、識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成することができる。本出願では、第1畳み込みニューラルネットワークにおける空間変換ネットワークの具体的な設定位置は限定されない。空間変換ネットワークは継続的な学習を通じて、異なる顔画像の異なる特徴の特徴領域を決定することができる。</u> <u>分析及び結論</u> <u>発明専利出願は、顔特徴生成用方法の保護を求めるものであり、顔画像生成結果の精度を向上させるために、第1畳み込みニューラルネットワーク内では、顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワ</u>	子機器は識別すべき顔画像を空間変換ネットワークに入力することで、識別すべき顔画像の特徴領域を決定することができる。 このように、第1畳み込みニューラルネットワークは、入力される識別すべき顔画像に対して、空間変換ネットワークにより決定された特徴領域に基づき、特徴層上の特徴領域にマッチングする画像を抽出することで、識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成することができる。本出願では、第1畳み込みニューラルネットワークにおける空間変換ネットワークの具体的な設定位置は限定されない。空間変換ネットワークは継続的な学習を通じて、異なる顔画像の異なる特徴の特徴領域を決定することができる。 分析及び結論 発明専利出願は、顔特徴生成用方法の保護を求めるものであり、顔画像生成結果の精度を向上させるために、第1畳み込みニューラルネットワーク内では、顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワ
--	---	---

	<u>ーラルネットワークの処理効果を向上させることもできる。以上により、発明専利出願で用いられたモデルのレイヤーははっきりとしており、各レイヤー間の入力／出力やその間の関係は明確であり、ここで、畳み込みニューラルネットワークと空間変換ネットワークはいずれも既知のアルゴリズムであり、当業者は上記記載に基づき、対応するモデルアーキテクチャを構築することができる。従って、発明専利出願で保護を求める解決手段は明細書において充分に開示されており、専利法第26条第3項の規定に合致する。</u>	ーラルネットワークの処理効果を向上させることもできる。以上により、発明専利出願で用いられたモデルのレイヤーははっきりとしており、各レイヤー間の入力／出力やその間の関係は明確であり、ここで、畳み込みニューラルネットワークと空間変換ネットワークはいずれも既知のアルゴリズムであり、当業者は上記記載に基づき、対応するモデルアーキテクチャを構築することができる。従って、発明専利出願で保護を求める解決手段は明細書において充分に開示されており、専利法第26条第3項の規定に合致する。
--	--	---

	<u>【例 21】</u> <u>生物情報に基づくがんの予測方法</u> <u>出願内容の概要</u> <u>発明専利出願は、生物情報に基づくがんの予測方法を提供しており、トレーニングされた悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを通じて、血液ルーチン検査指標、血液生化学検査指標及び顔画像特徴を共にスクリーニングモデルの入力として、悪性腫瘍罹患予測値を得ることにより、悪性腫瘍予測の精度を向上させるという技術的課題を解決する。</u> <u>出願の請求項</u> <u>生物情報に基づくがんの予測方法であって、</u> <u>スクリーニング対象者の血液ルーチン検査結果、血液生化学検査結果を取得し、血液ルーチン検査結果、血液生化学検査結果における検査指標、年齢、性別を識別す</u>	<u>【例 21】</u> 生物情報に基づくがんの予測方法 出願内容の概要 発明専利出願は、生物情報に基づくがんの予測方法を提供しており、トレーニングされた悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを通じて、血液ルーチン検査指標、血液生化学検査指標及び顔画像特徴を共にスクリーニングモデルの入力として、悪性腫瘍罹患予測値を得ることにより、悪性腫瘍予測の精度を向上させるという技術的課題を解決する。 出願の請求項 生物情報に基づくがんの予測方法であって、 スクリーニング対象者の血液ルーチン検査結果、血液生化学検査結果を取得し、血液ルーチン検査結果、血液生化学検査結果における検査指標、年齢、性別を識別す
--	---	---

	<u>るステップと、</u> <u>スクリーニング対象者の正面からの素顔の顔画像を取得し、顔画像特徴を抽出するステップと、</u> <u>悪性腫瘍強化スクリーニングモデルに基づき、対応するスクリーニング対象者の悪性腫瘍罹患予測値を予測するステップと、</u><u>を含み、悪性腫瘍強化スクリーニングモデルのトレーニングプロセスは、同一人物の血液ルーチン検査結果、血液生化学検査結果及び顔画像を含む大規模な個体群サンプル集合を構築し、血液ルーチン検査結果、血液生化学検査結果及び顔画像特徴を用いて学習サンプルを構築し、学習サンプルを用いて機械学習アルゴリズムモデルをトレーニングし、悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを得ることである、</u> <u>ことを特徴とする生物情報に基づくがんの予測方法。</u> <u>明細書の関連段落</u> <u>現在、腫瘍マーカーを用いて悪性腫瘍</u>	るステップと、 スクリーニング対象者の正面からの素顔の顔画像を取得し、顔画像特徴を抽出するステップと、 悪性腫瘍強化スクリーニングモデルに基づき、対応するスクリーニング対象者の悪性腫瘍罹患予測値を予測するステップと、を含み、悪性腫瘍強化スクリーニングモデルのトレーニングプロセスは、同一人物の血液ルーチン検査結果、血液生化学検査結果及び顔画像を含む大規模な個体群サンプル集合を構築し、血液ルーチン検査結果、血液生化学検査結果及び顔画像特徴を用いて学習サンプルを構築し、学習サンプルを用いて機械学習アルゴリズムモデルをトレーニングし、悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを得ることである、 ことを特徴とする生物情報に基づくがんの予測方法。 明細書の関連段落 現在、腫瘍マーカーを用いて悪性腫瘍
--	--	---

	<u>を識別する時、腫瘍マーカーの基準が閾値より大きい場合は悪性腫瘍であると判定できず、閾値より小さい場合は悪性腫瘍の可能性も否定できないため、腫瘍マーカーによるがんの予測は精度が高くない。本出願は、血液ルーチン検査指標、血液生化学検査指標及び顔画像を用いて様々な悪性腫瘍の識別精度を向上させる。本出願は、血液検査データを活用しつつ、顔画像に反映されたスクリーニング対象者の健康状態を参考にして、悪性腫瘍の罹患確率をより正確に予測することができ、ここで、悪性腫瘍強化スクリーニングモデルの演算特徴の選択は、血液ルーチン検査データと血液生化学検査の一部又は全部の指標を利用することができる。</u> <u>分析及び結論</u>	を識別する時、腫瘍マーカーの基準が閾値より大きい場合は悪性腫瘍であると判定できず、閾値より小さい場合は悪性腫瘍の可能性も否定できないため、腫瘍マーカーによるがんの予測は精度が高くない。本出願は、血液ルーチン検査指標、血液生化学検査指標及び顔画像を用いて様々な悪性腫瘍の識別精度を向上させる。本出願は、血液検査データを活用しつつ、顔画像に反映されたスクリーニング対象者の健康状態を参考にして、悪性腫瘍の罹患確率をより正確に予測することができ、ここで、悪性腫瘍強化スクリーニングモデルの演算特徴の選択は、血液ルーチン検査データと血液生化学検査の一部又は全部の指標を利用することができる。 分析及び結論
--	--	--

	<u>発明専利出願が解決しようとする技術的課題は、悪性腫瘍の予測精度をいかに向上させるかであり、上記技術的課題を解決するために、当該解決手段は、トレーニングされた悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを用いて、血液ルーチン検査指標、血液生化学検査指標及び顔画像特徴を共にスクリーニングモデルの入力とすることで、悪性腫瘍罹患予測値を得ようとしている。しかしながら、血液ルーチン検査と血液生化学検査という2種類の一般的な生化学検査項目にはそれぞれ数十の検査指標が含まれているが、明細書には、腫瘍予測の精度に関する重要な指標が具体的にどの指標なのか、或いは、すべての指標を参照し、各指標に異なる重みをつけて予測しているのかについて記載されておらず、当業者であっても、悪性腫瘍を判定するためにどの指標を使用できるのかを特定することができない。さらに、現在の科学研究に基づく</u>	発明専利出願が解決しようとする技術的課題は、悪性腫瘍の予測精度をいかに向上させるかであり、上記技術的課題を解決するために、当該解決手段は、トレーニングされた悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを用いて、血液ルーチン検査指標、血液生化学検査指標及び顔画像特徴を共にスクリーニングモデルの入力とすることで、悪性腫瘍罹患予測値を得ようとしている。しかしながら、血液ルーチン検査と血液生化学検査という2種類の一般的な生化学検査項目にはそれぞれ数十の検査指標が含まれているが、明細書には、腫瘍予測の精度に関する重要な指標が具体的にどの指標なのか、或いは、すべての指標を参照し、各指標に異なる重みをつけて予測しているのかについて記載されておらず、当業者であっても、悪性腫瘍を判定するためにどの指標を使用できるのかを特定することができない。さらに、現在の科学研究に基づく
--	--	---

	と、顔面皮膚がんなど一部の腫瘍を除き、顔特徴と悪性腫瘍罹患との間に<u>関連関係があるかどうかはまだ不明であり、明細書には、「判断の根拠となる要素」と「判断の結果」の間の因果関係について記載も証明もされていない。</u>また、明細書には、当該解決手段を用いて複数の悪性腫瘍を識別する精度が、腫瘍マーカーを用いて識別する精度よりも高いこと、又は悪性腫瘍の罹患確率をランダムに判断する精度レベルよりも明らかに高いことを証明できる検証データが一切提供されていない。当業者は明細書に開示された内容にのみ基づけば、本出願の解決手段がその解決しようとする技術的課題を解決できるかどうかを<u>確定することができない。</u>従って、発明専利出願で保護を求める技術的解決手段は明細書において充分に開示されておらず、明細書は専利法第26条第3項の規定に合致しない。	と、顔面皮膚がんなど一部の腫瘍を除き、顔特徴と悪性腫瘍罹患との間に<u>関連関係があるかどうかはまだ不明であり、明細書には、「判断の根拠となる要素」と「判断の結果」の間の因果関係について記載も証明もされていない。</u>また、明細書には、当該解決手段を用いて複数の悪性腫瘍を識別する精度が、腫瘍マーカーを用いて識別する精度よりも高いこと、又は悪性腫瘍の罹患確率をランダムに判断する精度レベルよりも明らかに高いことを証明できる検証データが一切提供されていない。当業者は明細書に開示された内容にのみ基づけば、本出願の解決手段がその解決しようとする技術的課題を解決できるかどうかを確定することができない。従って、発明専利出願で保護を求める技術的解決手段は明細書において充分に開示されておらず、明細書は専利法第26条第3項の規定に合致しない。
--	---	--

第二部分第九章	第二部分第九章 <u>7. ビットストリームを含む発明専利出願の審査関連規定</u> <u>ストリーミングメディア、通信システム、コンピューターシステムなどの応用分野では、様々な種類のデータがビットストリームの形式で生成、記憶、伝送されるのが一般的である。本節では、専利法及びその実施細則の規定に基づき、ビットストリームを含む発明専利出願によって保護される客体の審査及び明細書と請求の範囲の記載について具体的に規定することを趣旨とする。</u> <u>7.1 保護される客体の審査</u> <u>7.1.1 専利権を付与できない出願</u>	第二部分第九章 7. ビットストリームを含む発明専利出願の審査関連規定 ストリーミングメディア、通信システム、コンピューターシステムなどの応用分野では、様々な種類のデータがビットストリームの形式で生成、記憶、伝送されるのが一般的である。本節では、専利法及びその実施細則の規定に基づき、ビットストリームを含む発明専利出願によって保護される客体の審査及び明細書と請求の範囲の記載について具体的に規定することを趣旨とする。 7.1 保護される客体の審査 7.1.1 専利権を付与できない出願
----------------	---	---

	<u>請求項の主題が単なるビットストリームだけに係る場合、当該請求項は専利法第25条第1項第（2）号に規定される知的活動の規則と方法に該当し、専利によって保護される客体には該当しない。</u> <u>請求項について、その主題の名称を除き、それを限定するすべての内容が単なるビットストリームだけに係る場合、当該請求項は専利法第25条第1項第（2）号に規定される知的活動の規則と方法に該当し、専利によって保護される客体には該当しない。</u> <u>7.1.2 専利権を付与できる出願</u> <u>デジタルビデオ符号化／復号化の技術分野において、ビットストリームを生成する特定のビデオ符号化／復号化方法は専利法第2条第2項に記載の技術的解決手段に該当する場合、当該特定のビデオ符号化／復号化方法によって限定される、当該ビットストリームを記憶又は伝送する方</u>	請求項の主題が単なるビットストリームだけに係る場合、当該請求項は専利法第25条第1項第（2）号に規定される知的活動の規則と方法に該当し、専利によって保護される客体には該当しない。 請求項について、その主題の名称を除き、それを限定するすべての内容が単なるビットストリームだけに係る場合、当該請求項は専利法第25条第1項第（2）号に規定される知的活動の規則と方法に該当し、専利によって保護される客体には該当しない。 7.1.2 専利権を付与できる出願 デジタルビデオ符号化／復号化の技術分野において、ビットストリームを生成する特定のビデオ符号化／復号化方法は専利法第2条第2項に記載の技術的解決手段に該当する場合、当該特定のビデオ符号化／復号化方法によって限定される、当該ビットストリームを記憶又は伝送する方
--	--	--

	<u>法及び当該ビットストリームを記憶するコンピュータ読み取り可能な記憶媒体は、記憶又は伝送するリソース配置の最適化を実現できるため、当該特定のビデオ符号化／復号化方法によって限定される記憶又は伝送方法及びコンピュータ読み取り可能な記憶媒体は専利法第2条第2項に記載の技術的解決手段に該当し、専利によって保護される客体に該当する。</u>	法及び当該ビットストリームを記憶するコンピュータ読み取り可能な記憶媒体は、記憶又は伝送するリソース配置の最適化を実現できるため、当該特定のビデオ符号化／復号化方法によって限定される記憶又は伝送方法及びコンピュータ読み取り可能な記憶媒体は専利法第2条第2項に記載の技術的解決手段に該当し、専利によって保護される客体に該当する。
--	--	---

	<u>7.2 明細書の記載</u> <u>特定のビデオ符号化／復号化方法によって生成されるビットストリームを含む</u> <u>発明專利出願の明細書は、当業者が実現できることを基準として、当該特定のビデオ符号化／復号化方法について明確かつ完全な説明を行わなければならない。当該ビットストリームを記憶又は伝送する方法及び当該ビットストリームを記憶するコンピューター読み取り可能な記憶媒体の保護の主題に係る場合、明細書はさらに、関連する説明を行うことにより、請求項をサポートしなければならない。</u> <u>7.3 請求の範囲の記載</u> <u>特定のビデオ符号化／復号化方法によって生成されるビットストリームを含む</u> <u>発明專利出願は、方法、装置、コンピューター読み取り可能な記憶媒体の請求項として記載することができる。発明專利出願の請求の範囲においては、通常、当該ビットス</u>	7.2 明細書の記載 特定のビデオ符号化／復号化方法によって生成されるビットストリームを含む発明專利出願の明細書は、当業者が実現できることを基準として、当該特定のビデオ符号化／復号化方法について明確かつ完全な説明を行わなければならない。当該ビットストリームを記憶又は伝送する方法及び当該ビットストリームを記憶するコンピューター読み取り可能な記憶媒体の保護の主題に係る場合、明細書はさらに、関連する説明を行うことにより、請求項をサポートしなければならない。 7.3 請求の範囲の記載 特定のビデオ符号化／復号化方法によって生成されるビットストリームを含む発明專利出願は、方法、装置、コンピューター読み取り可能な記憶媒体の請求項として記載することができる。発明專利出願の請求の範囲においては、通常、当該ビットス
--	---	---

	<u>トリームを生成する特定のビデオ符号化／復号化方法の請求項を基礎として、当該特定のビデオ符号化／復号化方法の請求項を引用するか、又は当該特定のビデオ符号化／復号化方法のすべての特徴を含む方式により、対応する記憶方法、伝送方法及び／又はコンピューター読み取り可能な記憶媒体の請求項を記載しなければならない。</u>	トリームを生成する特定のビデオ符号化／復号化方法の請求項を基礎として、当該特定のビデオ符号化／復号化方法の請求項を引用するか、又は当該特定のビデオ符号化／復号化方法のすべての特徴を含む方式により、対応する記憶方法、伝送方法及び／又はコンピューター読み取り可能な記憶媒体の請求項を記載しなければならない。
--	---	--

	<u>【例 1】</u> <u>「ビデオ符号化方法」に関する発明専 利出願について、以下のように請求項を記 載することができる。</u> <u>1. ビデオ符号化方法であって、</u> <u>符号化すべき現在フレーム画像を取得 し、前記現在フレーム画像を複数の画像ブ ロックに分割するステップと、</u> <u>符号化されたフレームから少なくとも1 つの参照フレームを選択するステップと、</u> <u>各画像ブロックについて、前記参照フ レーム内で最適マッチングブロックを検索 し、前記画像ブロックと前記最適マッチン グブロックとの動きベクトルを計算するス テップと、</u> <u>前記動きベクトルに基づき、前記参照 フレームから予測ブロックを取得するステ ップと、</u> <u>前記画像ブロックと前記予測ブロック</u>	<u>【例 1】</u> 「ビデオ符号化方法」に関する発明専 利出願について、以下のように請求項を記 載することができる。 1. ビデオ符号化方法であって、 符号化すべき現在フレーム画像を取得 し、前記現在フレーム画像を複数の画像ブ ロックに分割するステップと、 符号化されたフレームから少なくとも1 つの参照フレームを選択するステップと、 各画像ブロックについて、前記参照フ レーム内で最適マッチングブロックを検索 し、前記画像ブロックと前記最適マッチン グブロックとの動きベクトルを計算するス テップと、 前記動きベクトルに基づき、前記参照 フレームから予測ブロックを取得するステ ップと、 前記画像ブロックと前記予測ブロック
--	---	--

	<u>との残差を計算するステップと、</u> <u>前記残差を変換及び量子化处理し、量子化係数を生成するステップと、</u> <u>前記量子化係数と前記動きベクトルをエントロピー符号化してビットストリームを生成するステップと、を含む、</u> <u>ことを特徴とするビデオ符号化方法。</u> <u>2. ビデオ符号化装置であって、</u> <u>符号化すべき現在フレーム画像を取得し、前記現在フレーム画像を複数の画像ブロックに分割するフレーム画像分割ユニットと、</u> <u>符号化されたフレームから少なくとも1つの参照フレームを選択する参照フレーム選択ユニットと、</u> <u>各画像ブロックについて、前記参照フレーム内で最適マッチングブロックを検索し、前記画像ブロックと前記最適マッチングブロックとの動きベクトルを計算する動きベクトル計算ユニットと、</u>	との残差を計算するステップと、 前記残差を変換及び量子化处理し、量子化係数を生成するステップと、 前記量子化係数と前記動きベクトルをエントロピー符号化してビットストリームを生成するステップと、を含む、 ことを特徴とするビデオ符号化方法。 2. ビデオ符号化装置であって、 符号化すべき現在フレーム画像を取得し、前記現在フレーム画像を複数の画像ブロックに分割するフレーム画像分割ユニットと、 符号化されたフレームから少なくとも1つの参照フレームを選択する参照フレーム選択ユニットと、 各画像ブロックについて、前記参照フレーム内で最適マッチングブロックを検索し、前記画像ブロックと前記最適マッチングブロックとの動きベクトルを計算する動きベクトル計算ユニットと、
--	--	--

	<u>前記動きベクトルに基づき、前記参照フレームから予測ブロックを取得する予測ブロック取得ユニットと、</u> <u>前記画像ブロックと前記予測ブロックとの残差を計算する残差計算ユニットと、</u> <u>前記残差を変換及び量子化处理し、量子化係数を生成する変換及び量子化ユニットと、</u> <u>前記量子化係数と前記動きベクトルをエントロピー符号化してビットストリームを生成するエントロピー符号化ユニットと、を含む、</u> <u>ことを特徴とするビデオ符号化装置。</u> <u>3. 前記ビットストリームを記憶媒体に記憶するステップを含むビットストリームの記憶方法であって、</u> <u>前記ビットストリームは請求項1に記載の方法によって生成される、</u> <u>ことを特徴とするビットストリームの記憶方法。</u>	前記動きベクトルに基づき、前記参照フレームから予測ブロックを取得する予測ブロック取得ユニットと、 前記画像ブロックと前記予測ブロックとの残差を計算する残差計算ユニットと、 前記残差を変換及び量子化处理し、量子化係数を生成する変換及び量子化ユニットと、 前記量子化係数と前記動きベクトルをエントロピー符号化してビットストリームを生成するエントロピー符号化ユニットと、を含む、 ことを特徴とするビデオ符号化装置。 3. 前記ビットストリームを記憶媒体に記憶するステップを含むビットストリームの記憶方法であって、 前記ビットストリームは請求項1に記載の方法によって生成される、 ことを特徴とするビットストリームの記憶方法。
--	--	--

	<u>4. 前記ビットストリームを伝送するステップを含むビットストリームの伝送方法であって、</u> <u>前記ビットストリームは請求項1に記載の方法によって生成される、</u> <u>ことを特徴とするビットストリームの伝送方法。</u> <u>5. ビットストリームが記憶されているコンピュータ読み取り可能な記憶媒体であって、</u> <u>前記ビットストリームは請求項1に記載の方法によって生成される、</u> <u>ことを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。</u>	4. 前記ビットストリームを伝送するステップを含むビットストリームの伝送方法であって、 前記ビットストリームは請求項1に記載の方法によって生成される、 ことを特徴とするビットストリームの伝送方法。 5. ビットストリームが記憶されているコンピュータ読み取り可能な記憶媒体であって、 前記ビットストリームは請求項1に記載の方法によって生成される、 ことを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。
--	---	---

第二部分第十章 9. バイオテクノロジー分野における 発明専利出願の審査 本節における「生物材料」という用語は、遺伝子やプラスミド、微生物、動物、植物など、遺伝情報を持っており、かつ自己複製できるか、若しくは生物システムの中で複製されることができるあらゆる材料を意味する。 「動物」、「植物」という用語の定義は、本部分第一章第4.4節の規定を適用する。ここで述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であってもよい。	第二部分第十章 9. バイオテクノロジー分野における 発明専利出願の審査 本節における「生物材料」という用語は、遺伝子やプラスミド、微生物、動物、植物など、遺伝情報を持っており、かつ自己複製できるか、若しくは生物システムの中で複製されることができるあらゆる材料を意味する。 「動物」、「植物」という用語の定義は、本部分第一章第4.4節の規定を適用する。<u>「植物」という用語は、光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タンパク質を合成して生命を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。</u>ここで述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であってもよい。	第二部分第十章 9. バイオテクノロジー分野における 発明専利出願の審査 本節における「生物材料」という用語は、遺伝子やプラスミド、微生物、動物、植物など、遺伝情報を持っており、かつ自己複製できるか、若しくは生物システムの中で複製されることができるあらゆる材料を意味する。 「動物」という用語の定義は、本部分第一章第4.4節の規定を適用する。「植物」という用語は、光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タンパク質を合成して生命を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。ここで述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であってもよい。
--	---	--

第二部分第十章 9. 1. 2. 3 動物と植物の個体及びその構成部分 動物の体細胞及び動物の組織と器官（胚胎を除く）は、本部分第一章第4. 4節に述べた「動物」の定義に合致しないため、専利法第25条第1項第（4）号に規定した範疇に該当しない。 光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの無機物を以って、炭水化物、タンパク質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料（種子など）は、本部分第一章第4. 4節に述べた「植物の品種」の範疇に該当し、専利法第25条第1項第（4）号の規定により、専利権が付与されてはならない。 植物の細胞や組織、器官が前述の特性を備えていなければ、「植物の品種」と認められないことができないため、専利法第25条第1項第（4）号に規定した範疇に該当しない。	第二部分第十章 9. 1. 2. 3 動物と植物の個体及びその構成部分 動物の体細胞及び動物の組織と器官（胚胎を除く）は、本部分第一章第4. 4節に述べた「動物」の定義に合致しないため、専利法第25条第1項第（4）号に規定した範疇に該当しない。 <u>技術的な処理なしに、自然界から見つけ出す、もともとその生息地に生息していた野生植物は専利法第25条第1項第（1）号に規定した科学的発見に該当するため、専利権を付与することができない。ただし、野生植物が人為的に選択・改良され、かつ産業上の利用可能性がある場合、その植物自体は科学的発見の範疇に該当しない。</u> <u>光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの無機物を以って、炭水化物、タンパク質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料</u>	第二部分第十章 9. 1. 2. 3 動物と植物の個体及びその構成部分 動物の体細胞及び動物の組織と器官（胚胎を除く）は、本部分第一章第4. 4節に述べた「動物」の定義に合致しないため、専利法第25条第1項第（4）号に規定した範疇に該当しない。 技術的な処理なしに、自然界から見つけ出す、もともとその生息地に生息していた野生植物は専利法第25条第1項第（1）号に規定した科学的発見に該当するため、専利権を付与することができない。ただし、野生植物が人為的に選択・改良され、かつ産業上の利用可能性がある場合、その植物自体は科学的発見の範疇に該当しない。 本部分第一章第4. 4節に述べた「植物の品種」の特異性、一貫性及び安定性とは、その植物集団がその他の植物集団と明確に区別され、繁殖後も形態的特徴と生物
--	---	--

	（種子など）は、本部分第一章第4.4節に述べた「植物の品種」の<u>特異性、一貫性及び安定性</u>とは、<u>その植物集団がその他の植物集団と明確に区別され、繁殖後も形態的特徴と生物学的特性の一貫性を保ち、遺伝形質も安定していることをいう。</u>範疇に該当し、専利法第25条第1項第（4）号の規定により、専利権が付与されてはならない。 <u>人為的に選択され、又は見つけ出す野生植物を改良することによって得られた植物及びその繁殖材料</u>の細胞や組織、器官が前述の<u>特異性、一貫性及び安定性</u>特性を備えていなければ、「植物の品種」と認められることができないため、専利法第25条第1項第（4）号に規定した範疇に該当しない。	学的特性の一貫性を保ち、遺伝形質も安定していることをいう。人為的に選択され、又は見つけ出す野生植物を改良することによって得られた植物及びその繁殖材料が前述の特異性、一貫性及び安定性を備えていなければ、「植物の品種」と認められることができないため、専利法第25条第1項第（4）号に規定した範疇に該当しない。
--	--	---

第二部分第十章 9.1.2.4 遺伝子組換動物と植物 遺伝子組換動物又は植物とは、遺伝子工学における組換DNA技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。それ自体はなおも、本部分第一章第4.4節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当するため、専利法第25条第1項第（4）号の規定により、専利権が付与されてはならない。	第二部分第十章 9.1.2.4 遺伝子組換動物と植物 遺伝子組換動物又は植物とは、遺伝子工学における組換DNA技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。それ自体はなおも、本部分第一章第4.4節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当する<u>場合</u><u>ため</u>、専利法第25条第1項第（4）号の規定により、専利権が付与されてはならない。	第二部分第十章 9.1.2.4 遺伝子組換動物と植物 遺伝子組換動物又は植物とは、遺伝子工学における組換DNA技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。それ自体はなおも、本部分第一章第4.4節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当する場合、専利法第25条第1項第（4）号の規定により、専利権が付与されてはならない。
--	--	--

第三部分第一章 5.2.3.2 優先権を享有する証明の提供 (3) の場合、出願人が国際段階において要求に合致した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応の証明書類を提出しなければならない。証明書類に、譲渡人が署名するか、或いは押し印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けたコピーでなければならない。 	第三部分第一章 5.2.3.2 優先権を享有する証明の提供 (3) の場合、出願人が国際段階において要求に合致した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応の証明書類を提出しなければならない。証明書類に、<u>譲渡</u><u>先行出願の出願人全員</u>が署名するか、或いは押し印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けたコピーでなければならない。 	第三部分第一章 5.2.3.2 優先権を享有する証明の提供 (3) の場合、出願人が国際段階において要求に合致した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応の証明書類を提出しなければならない。証明書類に、先行出願の出願人全員が署名するか、或いは押し印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けたコピーでなければならない。
---	--	--

第三部分第一章 7.3 その他特殊な費用 国際出願の国内段階手続においては、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。 (1) 訳文訂正費は、訳文の誤りの訂正請求の提出と同時に納付しなければならない。 (2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限内に納付しなければならない（単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照）。 (3) ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表は明細書の単独な一部分とし、400頁以上の場合は400頁として計算する。	第三部分第一章 7.3 その他特殊な費用 国際出願の国内段階手続においては、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。 (1) 訳文訂正費は、訳文の誤りの訂正請求の提出と同時に納付しなければならない。 (2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限内に納付しなければならない（単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照）。 (3) ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表は明細書の単独な一部分とし、400頁以上の場合は400頁として計算する。	第三部分第一章 7.3 その他特殊な費用 国際出願の国内段階手続においては、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。 (1) 訳文訂正費は、訳文の誤りの訂正請求の提出と同時に納付しなければならない。 (2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限内に納付しなければならない（単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照）。
---	--	--

第四部分第一章 6.2 審査決定の構成 審査決定は以下の部分を含む …… (4) 経緯 …… 発明又は実用新案専利出願或いは専利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。 拒絶査定が取り下げられた復審決定については経緯の部分の簡略化又は省略できる。 ……	第四部分第一章 6.2 審査決定の構成 審査決定は<u>通常、以下の部分内容を</u>含む<u>が、状況により簡略化又は省略できる。</u> …… (4) 経緯 …… 発明又は実用新案専利出願或いは専利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。 拒絶査定が取り下げられた復審決定については経緯の部分の簡略化又は省略できる。 ……	第四部分第一章 6.2 審査決定の構成 審査決定は通常、以下の内容を含むが、状況により簡略化又は省略できる。 …… (4) 経緯 …… 発明又は実用新案専利出願或いは専利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。 ……
第四部分第三章 3.2 無効宣告請求人の資格 請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理	第四部分第三章 3.2 無効宣告請求人の資格 請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。：	第四部分第三章 3.2 無効宣告請求人の資格 請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。：

しないものとする。： (1) …… (2) …… (3) …… (4) ……	(1) …… <u>(2) 無効宣告請求の提出は請求人の 真の意思表示ではない場合。</u> —(2)— <u>(3)</u> …… —(3)— <u>(4)</u> …… —(4)— <u>(5)</u> ……	(1) …… (2) 無効宣告請求の提出は請求人の 真の意思表示ではない場合。 (3) …… (4) …… (5) ……
---	--	---

第四部分第三章 3.3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠 (3) 復審・無効審判部がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一の理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、当該理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。 	第四部分第三章 3.3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠 (3) 復審・無効審判部がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一の<u>同一又は実質的に同一の</u>理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、当該理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。 	第四部分第三章 3.3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠 (3) 復審・無効審判部がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一又は実質的に同一の理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、当該理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。
--	---	--

第四部分第三章 4.6無効宣告手続における専利書類の補正 	第四部分第三章 4.6無効宣告手続における専利書類の補正 <u>4.6.4 補正文書の提出専利権者が請求の範囲を補正する場合、その全文の差し替え頁及び補正対照表を提出しなければならない。</u> <u>専利権者が同一の無効宣告請求の審理手続において提出した複数の補正文書がすべて本章第4.6.3節の規定に合致する場合、最新の補正文書を審査書類とし、その他の補正文書は放棄と見なされる。</u>	第四部分第三章 4.6無効宣告手続における専利書類の補正 4.6.4 補正文書の提出専利権者が請求の範囲を補正する場合、その全文の差し替え頁及び補正対照表を提出しなければならない。 専利権者が同一の無効宣告請求の審理手続において提出した複数の補正文書がすべて本章第4.6.3節の規定に合致する場合、最新の補正文書を審査書類とし、その他の補正文書は放棄と見なされる。
---	---	---

第五部分第二章 1. 費用の納付期限 出願付加費とは、出願書類の明細書（添付図面、配列表を含む）の頁数が 30 頁を超えているか若しくは請求項が 10 項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、頁数又は項目数を以って算定される。 	第五部分第二章 1. 費用の納付期限 出願付加費とは、出願書類の明細書（添付図面、配列表を含む）の頁数が 30 頁を超えているか若しくは請求項が 10 項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、頁数又は項目数を以って算定される。<u>規定の様式に従って提出されたコンピューター読み取り可能な形式の配列表については、頁数を算定しない。</u> 	第五部分第二章 1. 費用の納付期限 出願付加費とは、出願書類の明細書（添付図面、配列表を含む）の頁数が 30 頁を超えているか若しくは請求項が 10 項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、頁数又は項目数を以って算定される。規定の様式に従って提出されたコンピューター読み取り可能な形式の配列表については、頁数を算定しない。
第五部分第二章 4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合 （1）超過納付した場合。例えば、当事者が年金600円を納付すべきであるが、規定の期限以内に実際に納付した費用が650円である場合、超過納付となった50円について返還請求を提出することができる。	第五部分第二章 4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合 （1）超過納付した場合。例えば、当事者が年金600円を納付すべきであるが、規定の期限以内に実際に納付した費用が650円である場合、超過納付となった50円について返還請求を提出することができる。	第五部分第二章 4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合 （1）超過納付した場合。例えば、当事者が年金600円を納付すべきであるが、規定の期限以内に実際に納付した費用が650円である場合、超過納付となった50円について返還請求を提出することができる。

(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を1回提出すると、書誌的項目変更手数料200円を納付すべきであるが、当事者は200円を納付した後に、再度200円を納付した場合、2回目に納付した200円について返還請求を提出することができる。 (3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号（又は専利番号）を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失となったか、或いは権利喪失後に専利に係る費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出することができる。 (4) 当事者が実体審査段階に進んだ発明専利出願に対して、1回目の審査意見通知書の応答期限満了前に自主的に出願を取り下げた場合、発明専利出願の実体審査費の50%を返還請求できる。応答意見を提出した場合は除く。	(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を1回提出すると、書誌的項目変更手数料200円を納付すべきであるが、当事者は200円を納付した後に、再度200円を納付した場合、2回目に納付した200円について返還請求を提出することができる。 (3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号（又は専利番号）を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失となったか、或いは権利喪失後に専利に係る費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出することができる。 <u>(4) 専利局で発明専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に、専利出願が取り下げたものと見なされたか、若しくは専利出願の取下げ声明が許可された場合、当事者は、納付した実体審査費に対して返還請求を提出することができる。</u> (4) (5) 当事者が実体審査段階に進んだ発明専利出願に対して、1回目の審	(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を1回提出すると、書誌的項目変更手数料200円を納付すべきであるが、当事者は200円を納付した後に、再度200円を納付した場合、2回目に納付した200円について返還請求を提出することができる。 (3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号（又は専利番号）を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失となったか、或いは権利喪失後に専利に係る費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出することができる。 (4) 専利局で発明専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に、専利出願が取り下げたものと見なされたか、若しくは専利出願の取下げ声明が許可された場合、当事者は、納付した実体審査費に対して返還請求を提出することができる。 (5) 当事者が実体審査段階に進んだ発明専利出願に対して、1回目の審査意見
---	--	---

	査意見通知書の応答期限満了前に自主的に出願を取り下げた場合、発明専利出願の実体審査費の50%を返還請求できる。応答意見を提出した場合は除く。 <u>(6) 当事者は、専利権の終了後、或いは専利権の全部無効を宣告する旨の決定の公告後に納付した年金に対して返還請求を提出することができる。</u> <u>(7) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者は、納付した権利回復請求費及び関連費用に対して返還請求を提出することができる。</u>	通知書の応答期限満了前に自主的に出願を取り下げた場合、発明専利出願の実体審査費の50%を返還請求できる。応答意見を提出した場合は除く。 (6) 当事者は、専利権の終了後、或いは専利権の全部無効を宣告する旨の決定の公告後に納付した年金に対して返還請求を提出することができる。 (7) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者は、納付した権利回復請求費及び関連費用に対して返還請求を提出することができる。 4.2.1.2 費用を返還しない場合
--	---	---

4. 2. 1. 2 専利局が自発的に費用を返還する場合 下記の状況のいずれか1つを確認した場合、専利局は自発的に費用を返還しなければならない。 (1) 専利出願が取り下げたものと見なされたか、若しくは専利出願の取下げ声明が許可された後、そして専利局で発明専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に納付した実体審査費。 (2) 専利権の終了後、或いは専利権の全部無効を宣告する旨の決定の公告後に納付した年金 (3) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者が納付した権利回復請求費及び関連費用。 4. 2. 1. 3 費用を返還しない場合 	4. 2. 1. 2 専利局が自発的に費用を返還する場合 下記の状況のいずれか1つを確認した場合、専利局は自発的に費用を返還しなければならない。 —(1) 専利出願が取り下げたものと見なされたか、若しくは専利出願の取下げ声明が許可された後、そして専利局で発明専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に納付した実体審査費。 —(2) 専利権の終了後、或いは専利権の全部無効を宣告する旨の決定の公告後に納付した年金 —(3) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者が納付した権利回復請求費及び関連費用。 4. 2. 1. 3² 費用を返還しない場合 	
---	--	--

第五部分第七章 8. 審査の順序 8.1 一般原則 発明、実用新案と意匠権利出願については、一般的に、出願書類が提出された順に初步審査を開始しなければならない。発明専利出願については、実体審査手続開始に関するその他の条件を合致していることを前提に、一般的に、実体審査請求書が提出され実体審査費用が納付された順に実体審査を開始しなければならない。ただし、別途の規定がある場合を除く。 必要な場合は、技術内容、出願人又は発明者と相互に関連する専利出願について、合併審査を行うことができる。 8.2 優先審査 8.3 審査の延期 8.4 専利局の自発的開始 	第五部分第七章 8. 審査の順序 8.1 一般原則 発明、実用新案と意匠権利出願については、一般的に、出願書類が提出された順に初步審査を開始しなければならない。発明専利出願については、実体審査手続開始に関するその他の条件を合致していることを前提に、一般的に、実体審査請求書が提出され実体審査費用が納付された順に実体審査を開始しなければならない。ただし、別途の規定がある場合を除く。 <u>出願人の請求により、優先審査、早期審査又は審査の延期など、必要に応じた専利出願審査を行うことができる。</u> 必要な場合は、技術内容、出願人又は発明者と相互に関連する専利出願について、合併審査を行うことができる。 8.2 優先審査 	第五部分第七章 8. 審査の順序 8.1 一般原則 発明、実用新案と意匠権利出願については、一般的に、出願書類が提出された順に初步審査を開始しなければならない。発明専利出願については、実体審査手続開始に関するその他の条件を合致していることを前提に、一般的に、実体審査請求書が提出され実体審査費用が納付された順に実体審査を開始しなければならない。ただし、別途の規定がある場合を除く。 出願人の請求により、優先審査、早期審査又は審査の延期など、必要に応じた専利出願審査を行うことができる。 必要な場合は、技術内容、出願人又は発明者と相互に関連する専利出願について、合併審査を行うことができる。 8.2 優先審査
--	--	---

	<u>8.3 早期審査</u> <u>国家レベルの知的財産権保護センター又は快速維権センターによる予備審査に合格した後に提出された専利出願については、早期審査に関する規定を満たしていれば、早期審査を行うことができる。</u> 8. 3<u>4</u> 審査の延期 8. 4<u>5</u> 専利局の自発的開始	8.3 早期審査 国家レベルの知的財産権保護センター又は快速維権センターによる予備審査に合格した後に提出された専利出願については、早期審査に関する規定を満たしていれば、早期審査を行うことができる。 8.4 審査の延期 8.5 専利局の自発的開始
--	--	--

第五部分第八章 1.3.2.6 専利権期限の補償 専利権期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、元の専利権の期限満了日、現専利権の期限満了日が含まれる。 医薬品専利権の期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、医薬品名及び認可された適応症、元の専利権の期限満了日、現専利権の期限満了日が含まれる。	第五部分第八章 1.3.2.6 専利権期限の補償 専利権期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、元の専利権の期限満了<u>による終了</u>日、現専利権の期限満了<u>による終了</u>日が含まれる。 医薬品専利権の期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、医薬品名及び認可された適応症、元の専利権の期限満了<u>による終了</u>日、現専利権の期限満了<u>による終了</u>日が含まれる。	第五部分第八章 1.3.2.6 専利権期限の補償 専利権期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、元の専利権の期限満了による終了日、現専利権の期限満了による終了日が含まれる。 医薬品専利権の期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、医薬品名及び認可された適応症、元の専利権の期限満了による終了日、現専利権の期限満了による終了日が含まれる。
--	--	--

第五部分第八章 1.3.2.7 専利実施許諾契約届出の発効、変更と抹消 専利実施許諾契約届出の発効の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、譲渡人、譲受人、発明の名称、出願日、発明の公開日、権利付与公告日、許諾の種類（独占的、排他的、普通）、届出日が含まれる。 専利実施許諾契約届出の変更の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、変更日、変更事項（許諾の種類、譲渡人、譲受人）及び変更前・後の内容が含まれる。 専利実施許諾契約の届出抹消の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、譲渡人、譲受人、許諾契約の登録解除日が含まれる。	第五部分第八章 1.3.2.7 専利実施許諾契約届出の発効、変更と抹消 専利実施許諾契約届出の発効の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、<u>譲渡人許諾人</u>、<u>譲受人被許諾人</u>、発明の名称、出願日、発明の公開日、権利付与公告日、許諾の種類（独占的、排他的、普通）、届出日が含まれる。 専利実施許諾契約届出の変更の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、変更日、変更事項（許諾の種類、<u>譲渡人許諾人</u>、<u>譲受人被許諾人</u>）及び変更前・後の内容が含まれる。 専利実施許諾契約の届出抹消の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、<u>譲渡人許諾人</u>、<u>譲受人被許諾人</u>、許諾契約の登録解除日が含まれる。	第五部分第八章 1.3.2.7 専利実施許諾契約届出の発効、変更と抹消 専利実施許諾契約届出の発効の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、許諾人、被許諾人、発明の名称、出願日、発明の公開日、権利付与公告日、許諾の種類（独占的、排他的、普通）、届出日が含まれる。 専利実施許諾契約届出の変更の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、変更日、変更事項（許諾の種類、許諾人、被許諾人）及び変更前・後の内容が含まれる。 専利実施許諾契約の届出抹消の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、許諾人、被許諾人、許諾契約の登録解除日が含まれる。
---	--	--

第五部分第九章 1. 2. 1 專利証書の構成 書誌的項目には、專利証書番号（連番）、發明創造の名称、專利番号（即ち出願番号）、專利出願日、發明者又は設計者の氏名及び專利権者の氏名又は名称、筆頭專利権者の住所、当該專利出願日時の發明者又は設計者の氏名及び当該專利出願日の出願人氏名又は名称などが含まれる。專利的書誌的項目が長く、1 頁の紙の中に記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。	第五部分第九章 1. 2. 1 專利証書の構成 書誌的項目には、專利証書番号（連番）、發明創造の名称、專利番号（即ち出願番号）、專利出願日、發明者又は設計者の氏名及び專利権者の氏名又は名称、筆頭專利権者の住所、当該專利出願日時の發明者又は設計者の氏名及び当該專利出願日の出願人氏名又は名称などが含まれる。專利的書誌的項目が長く、1 頁の紙の中に記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。 <u>国際出願又は分割出願については、專利証書に記載される專利出願日時の發明者又は設計者の氏名、出願人の氏名又は名称とは、国際出願が中国国内段階に移行した時、又は分割出願の提出日時の發明者又は設計者の氏名、出願人の氏名又は名称をいう。</u>	第五部分第九章 1. 2. 1 專利証書の構成 書誌的項目には、專利証書番号（連番）、發明創造の名称、專利番号（即ち出願番号）、專利出願日、發明者又は設計者の氏名及び專利権者の氏名又は名称、筆頭專利権者の住所、当該專利出願日時の發明者又は設計者の氏名及び当該專利出願日の出願人氏名又は名称などが含まれる。專利的書誌的項目が長く、1 頁の紙の中に記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。 国際出願又は分割出願については、專利証書に記載される專利出願日時の發明者又は設計者の氏名、出願人の氏名又は名称とは、国際出願が中国国内段階に移行した時、又は分割出願の提出日時の發明者又は設計者の氏名、出願人の氏名又は名称をいう。
---	--	---

第五部分第九章 2.2.1 権利付与プロセスにおける合理的な遅延 以下の状況による遅延は権利付与過程における合理的な遅延である。専利法実施細則第66条の規定に依拠して専利出願書類の復審手続を変更した場合、専利法実施細則第103条の規定に依拠した中止手続、専利法実施細則第104条の規定に依拠する保全措置、行政訴訟手続などその他合理的な状況。	第五部分第九章 2.2.1 権利付与プロセスにおける合理的な遅延 以下の状況による遅延は権利付与過程における合理的な遅延である。専利法実施細則第66条の規定に依拠して専利出願書類を補正した場合、又は復審請求人が陳述した新たな理由若しくは提出した新たな証拠に基づいて拒絶査定を取り消す復審手続を変更した場合、専利法実施細則第103条の規定に依拠した中止手続、専利法実施細則第104条の規定に依拠する保全措置、行政訴訟手続などその他合理的な状況。	第五部分第九章 2.2.1 権利付与プロセスにおける合理的な遅延 以下の状況による遅延は権利付与過程における合理的な遅延である。専利法実施細則第66条の規定に依拠して専利出願書類を補正した場合、又は復審請求人が陳述した新たな理由若しくは提出した新たな証拠に基づいて拒絶査定を取り消す復審手続、専利法実施細則第103条の規定に依拠した中止手続、専利法実施細則第104条の規定に依拠する保全措置、行政訴訟手続などその他合理的な状況。
---	--	---

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

出所先：国家知識産権局

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/30/art_75_199472.html